平成２５年（フ）第４３４０号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　眞田　修一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市談合町107番地
債務者　河合　良江
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４４５号
静岡市葵区瀬名７丁目29番31号
債務者　大井久美子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３８号
静岡県焼津市駅北２丁目２番20号　スカイプラザヤイヅ503号
債務者　杉本　清香
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２１３号
栃木県那須塩原市宮町６番21号
破産者　泉　　正一
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１２１０号
東京都千代田区神田東松下町28番地
破産者　オメガ電器産業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５７号
東京都新宿区中落合４丁目21番２号
破産者　株式会社ラディッシュコーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５００５号
千葉県船橋市本中山４丁目４番２棟1111号、開始決定時の住所千葉県船橋市二子町597―１―105
破産者　須山　　忠
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４１１号
東京都墨田区堤通２丁目13―１―808、開始決定時の住所東京都墨田区向島２丁目10―２―703
破産者　埴生　昌夫
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７７８号
東京都品川区南大井３丁目35番10号　大森Gスクエア３階
破産者　有限会社オー・イー・エムシー
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４３号
千葉県八街市朝日334―５
破産者　新明　平吉
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８１４号
東京都中野区上鷺宮４丁目15番６号東方富士見台ビル401
破産者　有限会社スタジオライン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８１５号
東京都練馬区東大泉１丁目25―５　１Ｆ、開始決定時の住所東京都中野区上鷺宮４丁目５―１―301
破産者　横田　　守
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９４９号
東京都町田市図師町725―１―202
破産者　林　　幸弘
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１５１号
千葉県東金市堀上16―７
破産者　佐藤　龍介
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６１号
東京都豊島区北大塚１丁目33―５　リヴオオツカⅡ101
破産者　額賀　敬正
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１９２号
東京都渋谷区神宮前６丁目32番６号
破産者　有限会社エターナルブレイン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１９３号
神奈川県川崎市宮前区けやき平１―14―502
破産者　遠藤　利夫
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７４号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目３番８号
破産者　株式会社ヒートブレイン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部